◇告示

◆條例→職員の特殊勤務手当に関する條例

目

次

職員等の旅費に関する條例

◇人委規則

八頭郡大伊村の字名変更特別職の職員等の旅費等に関する條例

東旧郡南谷村の字の区域の変更

給料の支給期日の特例に関する規則

條

例

職員の特殊勤務手当に関する條例をここに公布する。 昭和二十七年十一月七日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

鳥取県條例第二十九号

職員の特殊勤務手当に関する條例

(この條例の目的及び効力)

1



第一條 う。) 第十一條の規定に基き、職員の特殊勤務手**当**に 十六年二月鳥取県條例第三号。以下「給与條例」とい この條例は、職員の給与に関する條例(昭和二

2 関する事項を定めることを目的とする。 又は同條例第七條の規定により給料の調整が行われる 條例第三條に規定する給料表の給料に組み入れられ、 との條例は、第二條に規定する特殊勤務手当が給与

(特殊勤務手当の区分)

までの間、効力を有するものとする。

第二條 特殊勤務手当は、 左のとおりとする。

県税事務從事職員の特殊勤務手当

傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当

土地区劃整理従事職員の特殊勤務手当

(県税事務従事職員の特殊勤務手当)

第三條 県税事務従事職員の特殊勤務手当は、県稅事務

滯納処分事務又はその補助事務に従事した時間が一日 に従事する職員が出張し、県税の調査、檢査若しくは

につき五時間をこえたときに支給する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物點可

第四條 受ける給料月額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗 前條の手当の額は、 勤務一日につき当該職員の

じた額とする。

県税の調査若しくは檢査事務又はその補助事務に 百分の四十

従事したとき

二 県税の滯納処分事務又はその補助事務に従事した 百分の五十

第五條 染病防疫に従事する職員が傳染病が発生し、 する虞のある場合において、 給する。 病の疑のある患者の救護若しくは傳染病菌の附着し若 き又は傳染病菌を有する家畜若しくは傳染病菌を有す る疑のある家畜に対する防疫作業に従事したときに支 しくは附着の危險がある物件の処理作業に従事したと 傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、 傳染病患者若しくは傳染 叉は発生

き左の区分による額とする。 前條の手当の額は、 作業に從事した日一 日に 0 (傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当)

作業の性質、 環境等が特に危險又は困難なとき 四十円

作業の性質、 環境等が比較的危險又は困難なとき

三十円

作業の性質、 環境等が特に危險又は困難でないと 二十円

Ξ

(土地区劃整理従事職員の特殊勤務手当)

都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理(以下 区劃整理」という。)事務に従事する職員が出張 制移転事務又はその補助事務に従事した時間が一日に 土地区劃整理のため調査、檢査若しくは支障物件の強 土地区劃整理従事職員の特殊勤務手当は、 ·「土地 鳥取 Ļ

つき五時間をこえたときに支給する。

第八條 じた額とする。 受ける給料月額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗 前條の手当の額は、 勤務一日につき当該職員の

の補助事務に従事したとき 土地区割整理のため調査若しくは檢査事務又はそ 百分の四十

土地区割整理のため支障物件の强制移転事務又は 百分の五十

)^

11

その補助事務に従事したとき

(特殊勤務手当の支給)

第九條 給に関し必要な事項は、 との條例に定めるものの外、 人事委員会規則で定める。 特殊勤務手当の支

月一日から適用する。 との條例は、公布の日から施行 Ļ 昭和二十七年十

2 税務特別手当支給條例 (昭和二十三年十一月鳥取県

県 公

鳥

取

3 條例第六十八号)は廃止する。 までの間は、 この條例に基き、 なお従前の例による。 人事委員会規則が 制定実施 され

職員等の旅費に関する條例をことに公布する。

昭和27年11月7日 金曜日

昭 和二十七年十一月七日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

鳥取県條例第二十号

職員等の旅費に関する條例

3

目

総 則 次

條

10

第一章 (第一條~第十四

第二章 族 費(第十五條~第三十條)

第三章 雜 則 (第三十一條~第三十三條)

則

第一章 則

(目的)

第一條 以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、 公務の円滑な運営に資するとともに県費の適 この條例は、 公務のため旅行する職員及び職員 正な支出

を図ることを目的とする。

 $\mathbf{2}$ 前項の「職員」とは、 左 の各号に掲げる者をいう。 (副知事、 出納長及び副出

納長を除く。

知事の事務部局の職員

議会の事務部局の職員

 \equiv 選挙管理委員会の事務部局の 職員

四 監査委員の事務部局の職員

教育委員会の事務部局の職員

3

第2362号

第2362号

4

六

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の

居所)

を離れて旅行することをいう。

赴任

新たに採用された職員(国又は他の都道

事務部局の職員

労仂委員会の事務部局の職員

公安委員会の事務部局の職員 人事委員会の事務部局の職員

農業委員会の事務部局の職員 公立学校の校長、教員、 事務職員及び県立学校に勤務する雇傭人

養護助教諭、

実習助

十二 各種委員会(委員会、調査会、審査会、 県が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関 その他これに準ずるものをいう。)の職員 協議会

四

の條例の定めるところによる。 しては、他の條例に特別の定がある場合を除く外、 ح

(用語の意義)

第二條 義は、当該各号に定めるところによる。 出張 この條例において、左の各号に掲げる用 語の 意

務する在勤庁のない職員については、 職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤 その住所又は

> 者が人事委員会と協議して必要と認めた職員に 限 る。) に旅行することをいう。 がその転任に伴う移転のため旧在勤戸から新在勤 所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員 県の職員から引き続いて採用された職員及び任命権 帰住 がその採用に伴う移転のため住所若しくは居 職員が死亡した場合において、 その職員の 庁

Ŧī. 兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一に 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをい の收入によつて生計を維持しているものをいう。 遺族 扶養親族 父母、孫、 職員の配偶者、子、父母、 職員の配偶者(届出をしない 祖父母及び兄第姉妹で主として職員 孫、 祖父母及び 以下同じ) が事実上 5

この條例において 「何級の職務」という場合には、

1 m

ていた他の親族をいう。

2

三号)第三條第三項に規定する給料表による当該級 給与に関する條例(昭 和二十六年鳥取県條例第 Ø

職員の

る職務をいうものとする。 任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに相当す 職務をい 給料表の適用を受けない者については、

以内の地域をいうものとする。 在勤地」という場合には、 特別区の存する全地域)をいうものとする。 村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、 この條例において「何々地」という場合に 在勤庁から八キロ 但し、 メート は、 市町

取 県

公

(旅費の支給)

第三條 員に対し、旅費を支給する。 職員が出張し、又は赴任した場合には、 当該 職

職員又はその遺族が左の各号の

一に該当する場合に

その者に対し、

昭和27年11月7日 金曜日 鳥

なつた場合 職員が出 当該各号に掲げる者に対し、 停職又は休職(以下 張又は赴任のため旅行中に退職、 (当該退職等に伴う旅行を必要としな 「退職等」という。 旅費を支給する。 **死**職、 لح 5

> 場合を除く。)には. 当該職員

には、当該職員の遺族 職員が出張又は赴任の ため旅行中に 死亡した場合

その居住地を出発して帰住したときは、当該遺族 該職員の遺族がその死亡の日の翌日から三月以内に 勤続二年以上の職員が死亡した場合において、 当

3 要求に応じ、 かかわらず、 第二十九條第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ず 地方公務員法第十六條第二号から第五号まで若しくは る事由に因り退職等となつた場合には、 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、 職員又は職員以外の者が県又は他の機関の依賴又は 通訳, 公務の遂行を補助するため、 同項の規定による旅費は、支給しない。 旅費を支給することができる。 講師等として旅行した場合には、 前項の規定に 証人、

5 受けることができる者 て旅費の支給を受け 第二項及び 前項の規定により旅費の支給を (その者の扶養親族の旅行につ ح で き 当該

因り、 を受けることができる者が、 喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を 場合には、 旅費として支給することができる。 する金額) 第一項 概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた 第二項及び第四項の規定により旅費の支給 の全部又は一部を喪失した場合には、 概算払を受けることができた旅費額に相当 旅行中交通機関の事故に その

(旅行命令等)

第四條 又は旅行依賴を行う者 旅行は、 の発する旅行命令等によつて行われなければな 任命権者若しくはその委任を受けた者 (以下 「旅行命令権者」とい

> 2 連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることが きない場合で、 旅行命令権者は、 且つ、 電信、電話、郵便等の通信による 予算上旅費の支出が可能である で

- 3 合には、 場合に限り、旅行命令等を発することができる。 必要があると認める場合で、 旅行命令権者は、 自ら又は第五條第一項若しくは第二項の規定 既に発した旅行命令等を変更する 前項の規定に該当する場 0
- 記載し、 らない。 命令簿等」という。)に当該旅行に関し必要を事項を 更するには、 とができる。この場合において、旅行命令権者は、 口頭により旅行命令等を発し、 るだけすみやか 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、 但し、これを提示するいとまがない場合には これを当該旅行者に提示して行わなければな 旅行命令簿又は旅行依賴簿 旅行命令簿等に当該 又はこれを変更するこ 又はこれを変 旅行に関 (以下 「旅行 でき

ときは、 行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 当該旅行者は、 旅行命令等に従つた限度の 族

(普通旅費の種類)

第六條 普通旅費の種類は、 鉄道賃、 船賃 航空賃、 車

等により支給する。 鉄道賃は、 鉄道旅行について、 路程に応じ旅客運賃

2

日当、

宿泊料及び食事料とする。

 $\mathbf{3}$ により支給する。 船賃は、 水路旅行について、 路程に応じ旅客運賃等

4 航空賃は、航空旅行について、 路程に応じ旅客運賃

いて、路程に応じ一キロメ 車賃は、 陸路(鉄道を除く。 ト 以下同じ。 ル当りの定額又は実費 $\overline{}$ 旅行に 0

6 額により支給する。 日当は、 旅行中の日数に応じ一日当りの定額に

宿泊料は、 旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額によ

7

り支給する。

旅行命令簿等の記載事項及び様式は、 人事委員会規

則で定める。

第五條 (旅行命令等に従わない旅行) えない事情に因り旅行命令等(前條第三項の規定によ り変更された旅行命令等を含む。以下本條において同 らかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をし 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを に従つて旅行することができない場合には、 あ

果 公 報

者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 請をするいとまがない場合には、 いで旅行した後、できるだけすみやかに、旅行命令権 旅行者は、 前項の規定による旅行命令等の変更の 旅行命令等に從わな

請をせず、 つた場合におい 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申 又は申請をしたがその変更が認められなか て、 旅行命令等に従わないで旅行した

7

要な事項を記載し、

これを当該旋行者に提示しなけれ

ばならない。

1

第2362号

なければならない。

鳥取

昭和27年11月7日 金曜日

申 5

により支給する。

支給する。

ないっ

出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」

扶養親族を含む。

以下本條におい

て同 ٢

 $\overline{}$ が、

その

による旅行者の申請に基き、これを変更することが

きる。

1



100

11

夜当り

の定額により支給する。

食事料

は、

水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ

は、

その現

によつた経路及び方法によつて計算す

る。

2

第2362号

第七條 (特殊旅費の種類) 族移転料及び日額旅費とする 特殊旅費の種類

は、

移転料

着後手

当

扶養親

0

5

T

3 路程に応じ一定距離当りの定額により支給する て、 移転料は、 着後手当は、 定額により支給する。 赴任に伴う住所又は居所の移転 赴任に伴う住所又は居所の移転 K rc

0

V

扶養親族移転科は、 赴任に伴う扶養親族 の移 転 K

0

2

て、 支給する。

て

第八條 (旅費の計算) 前條の普通旅費に代えて支給する 日額旅費は、 旅費は、 最も経済的な通常の経路 第二十五條に規定する場合に 0 \lor

済的な通常の経路乂は方法によつて旅行し難 の必要又は天災その他やむをえない事情に因り最も経 り旅行した場合の旅費に より計算する。 但し、 及び方法によ い場合に 公務上

第

The .

OL.

7

第九條 る。 ない 一日の 四百キロ 事情に因り要した日数を除く外、 する場合を除く外、 ル、 但 族費計算上の旅行日数は、 割合をもつて通算 陸路旅行にあつては五十 メー 公務上の必要又は天災その他やむをえな 1 ル 水路 旅行のために現に要した日数 した日数をこえることが 旅行にあ 丰 第三項の規定に П つては二百 鉄道旅行にあつて × ル につ п 該当 で \lor メ K は ょ て 5

数を生じたときは、 前項但書 の規定により通算 これを一日とする した日数に 日 未満 0

3 算した日数による。 上の旅行日数は、 第三條第二項の規定に該当する場合に 第一項但書及び前項の規定により は 旅費計算 計

域区分による地域をいう。 十條 合における日当及び宿泊料は、 の翌日から起算 旅行者が同 して滯在日数三十日をこえる場合に 一地域 (第二條第三項に規定す 以下同じ。 その地域に到着した日)に滯在する場 る は

K をこえる場合にはそのこえる日数 そのこえる日数に 相当する額をそれぞれの定額か の滯在日数から除算する。 一地域に滯在中 つい 一時他の て定額の二割、 地に出張した日数 ら減じた額による。 について定額の三割 滯在日数六十日 は

第十一條 地に至る旅費額が在勤地又は出張地 又は出張地 旅費額より多いときは、 に旅行する場合において、 又は滯在する者 私事のために在勤地又は出張地以 から目的地に至る旅費を支給する。 その居住地又は滯在地 当該旅行について 届住地叉は滯在地から目的 から目 的地 は、 外 カン 0 在勤地 に至る ら直 地 K 3

鳥 取 公

は宿泊料を支給する。 以下本條に 親族移転料 が生じた場合には、 一日の旅行に おい のうちこれらの族費に相当する部分を含む。 て同じ。 おい $\overline{}$ 0 多い K て、 ついて定額を異にする事 方 日当又は宿 0 定額 K よる 泊料 日当又 (扶養

昭和27年1:月7日 金曜日

K おける年度の 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中 経過、 職務の 級 の変更等の ため鉄道 賃

9

計算する。 必要がある場合には、 船賃、 の旅費に相当する部分を含む。 に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分 航空賃又は車賃 その必要が生じた後の最初の (扶養親族移転料のうちこ \smile を区分して計算す ħ 目 τ る 5

(旅費の請求手続)

受け 類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求 なければならない。 払をする者 の請求書に必要な書類を添えて、 給を受けることができな の旅費の必要が明らか る旅費額のうちその書類を提出 た旅行者でその精算をしようとするもの ようとする旅行者及び概算払に係る旅費 (以 下 (概算払に係る旅費を含む。 「支払担当者」という。 との場合において、 にされ な かつ これを当該旅費の支 しなかつたた た部分の 必要な添附 \cup)に提出 金 の支給を の支給を 額 そ 定 K

_

2 概算払に係る旅費 した後所定 0 の支給を受けた旅行者は、 期間 内に、 当該旅行に つ 当該 7

と同一等級の急行料金

鳥 取 県 公

該当する場合に限り、支給する。

特別急行列車を運行する線路による旅行で片道

Ŧi.

百キロメー

トル以上のもの

 $\mathbf{2}$

前項第四号に規定する急行料金は、

左の各号の

K

は、その乗車に要する急行料金

前号の規定に該当する線路による旅行の場合に

第2362号

旅行の場合には、これらの規定による運賃の等**級**

第一号叉は第二号の規定に該当する線路による

イ

三号に規定する運賃の外、

左に規定する急行料金

- 3 納させなければならない。 項の規定による旅費の精算をしなければならない。 があつた場合には、所定の期間内に、 支払担当者は、 支払担当者は、 その支払つた概算払に係る旅費の支 前項の規定による精算の結果過払金 当該過払金を返
- 払金を返納しなかつた場合には、当該支払担当者がそ 精算をしなかつた場合叉は前項に規定する期間内に過 給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の る金額を差し引かなければならない。 から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当す の後において、その者に対し支払ら給与又は旅費の額 第一項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類

5 記載事項及び様式、 並びに前項に規定する給与の種類は、 で定める。 第二項及び第三項に規定する期間 人事委員会規則

旅

(鉄道賃)

第二章 費

第十五條 鉄道賃の額は、 左の各号に規定する旅客運賃

四

TALL

Y

(これらのものに対する通行税を含む。 (以下本條に 運賃の等級を三階級に区分する線路による旅行の お \lor て 「運賃」 という。 $\overline{}$ 及び急行料 による。

金

- 場合には、 知事の事務部局の部長及び地方事務所長並び 左に規定する運賃 ĸ
- 議会事務局長については、 四級以上の職務にある者については二等の運賃 一等の運賃
- 三級以下の職務にある者については、 三等の 運
- 場合には、左に規定する運賃 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行
- 1 四級以上の職務にある者について は、 上級の運
- U 三級以下の職務にある者に つい て は、 下級の 運
- Ξ 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合に は、

その乘車に要する運賃 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、

はしけ賃及びさん橋賃を含む。 税を含む。)による。 という。)及び寢台料金(これらのものに対する通行

- 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行
- 場合には、 知事の事務部局の部長及び地方事務所長並びに 左に規定する運賃
- 議会事務局長については、 四級以上の職務にある者については、 一等の運賃 一等の 運
- 三級以下の職務にある者につい ては、 三等の運
- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行
- 場合には、 四級以上の職務にある者につい 左に規定する運賃 ては、 上級の運
- 三級以下の職務にある者については、 下級の運
- \equiv 運賃の等級を設けない船舶による 旅 行 0 場合に

料金によることができる。

任命権者が人事委員会と協議して定める運賃及び急行 該旅行における特別の事情のため困難である場合には

第十六條 (船賃)

11

- 船賃の
- 額は、 左の各号に規定する旅客運賃

昭和27年11月7日 金曜日

3

前二項に規定する運賃及び急行料金によることが

当

る旅行で片道百キロメートル以上のもの

普通急行列車叉は準急行列車を運行する線路に

4,

以下本條において「運賃」

12

その乘船に要する運賃

.3

前項の規定により通算した路程に一キ

Ħ

x

ル

未

公務上の必要に因り別に寢台料金を必要とした場

前三号に規定する運賃の外、現に支払つた

第2362号

2

寢台料金 合には、

第2362号

第十八條

車賃の額は、別表の定額による。但し、

公務

昭和27年11月7日 金曜日 鳥 取 県 公 報

> て同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合に 当該各号の運賃は、 同一階級内の最 お にかかわらず、

(航空賃)

上級の運賃による。 旅行の場合には、

第十七條 (車賃) 航空賃の額は、 現に支払つた旅客運賃による

2 は 上の必要又は天災その他やむをえない事情に因り定額 の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合に 実費額による。

れた路程ごとに通算して計算する。 條の規定により区分計算をする場合には、 車賃は、全路程を通算して計算する。但し、第十三 その区分さ

> (日当) 満の端数を生じたときは、 これを切捨てる。

第十九條 日当の額は、 別表の定額による。

えない事情に因り宿泊した場合を除く外、 ける日当の額は、 満又は陸路二十五キロメー 鉄道百キロメ 公務上の必要又は天災その他やむを ۲ ル未満、 トル未満の旅行の場合にお 水路五十キロ 前項の規定 メ ŀ ル

れ陸路一 四十口 鉄道、 بر ا' 水路叉は陸路にわたる旅行について ル、 水路二キロ トルとみなし メ | | | て 前項の規定を適用 ルをもつてそれぞ は、 鉄

同項の定額の二分の一に相当する額に

する。

(宿泊料)

第二十條 定額による。 宿泊料 水路旅行及び航空旅行に Ø 額 は、 宿 酒地の 区分に応じた別表 0 V T は、 公務

Ø

宿泊料は、

A

1,1

Fig.

(食事料) 又は着陸して宿泊した場合に限り、 上の必要又は天災その他やむをえない事情に因り上 支給する。 陸

第二十一條 食事料の額は、

する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を 食事料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要 別表の定額による。

要する場合に限り、 支給する。

(移転料)

第二十二條 移転料の額は、 左の各号に規定する額によ

3

鳥

から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地

分の一に相当する額 に單身で移転する場合には、 職員が、 赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内 前号に規定する額の二

昭和27年11月7日 金曜日

た月 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられ 祭. から 年以内に扶養親族を移転する場合

13

定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転し た際における移転料の定額を基礎として計算する。 における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむ 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際 定する額に相当する額の合計額) は、各赴任について支給することができる前号に規 親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合に K は、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養

2

(着後手当)

号に規定する期間を延長することができる。

をえない事情がある場合には、

第一項第二号及び第三

第二十三條 支給方法は、 以內及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存す より、その支給を受ける者の範囲 る地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分以内の額に 着後手当の額は、 人事委員会規則で定める。 別表の日当定額の五日分 額、 支給條件及び

(扶養親族移転料)

4

1/10

第二十四條 る額による。 親族一人ごとに、 する場合には、 赴任の際扶養親族を旧在勤地 扶養親族移転料の その移転の際における年令に従 赴任を命ぜられ 額は、 から新在勤地まで随 左 た日における扶養

の各号に規定す

左に規定する額の合計額

イ 三分の二に相当する額 全額並びに日当、宿泊料、 ける職員相当の鉄道賃、船賃 十二才以上の者については、 食事料及び着後手当の 航空賃及び車賃 その移轉の 際 K 0

する額の二分の一に相当する額 十二才未満六才以上の者につい て は、 イ に規定

その移轉の際における職員相当の鉄道賃及び船賃 二人以上随伴するときは、 の二分の の三分の一に相当する額。 る職員相当の日当、 六才未満の者については、 一に相当する金額を加算する。 宿泊料、 一人をこえる者ごとに 但し、六才未満の者を その移転の際にお 食事料及び着後手当 b

> 定により支給することができる額に相当する額(赴 えることができない。 給することができる額に相当する額の合計額) つた場合には、 任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任が て前号の規定に準じて計算した額。 扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行につ 第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合 前号の規定に該当する場合を除く外、 各赴任について前号の規定により 但し 第二十二條 前号の K あ 芰 規 5 は

5

食事料及び着後手当の額を計算する場合に 当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、 れを切り捨てるものとする。 第一号イからへまでの規定によ b É 崇 宿泊料 お \lor て、 ح

する。 た日に をその 職員が赴任を命ぜられた日において 赴任の後移転する場合においては、 おける扶養親族とみなして、 額の計算につい ては、 その子を赴任を命ぜられ 前項の規定を適用 胎見であつた子 扶養親族移

(日額旅費)

第二十五條 えることができない。 げる普通旅費の額につい び支給方法は、人事委員会規則で定める。 とする職員の出張のための旅行について定額をもつて 当該日額旅費の性質に応じ、 その支給を受ける者の範囲、 日額旅費は、 てこの條例で定める基準をこ 職務の性質上常時出張を必要 第六條第一項に 但し、その 支給條件及

第二十六條 (在勤地内旅行の旅費) 在勤地内における旅行に つい て左の各号

鳥

の旅費を支給する。 に該当する場合にお 5 ては、 当該各号に規定する額

交通機関を利用する必要のある場合に は、 ح n

ĸ

昭和27年11月7日 金曜日

会規則で定める額 要する鉄道賃、 日当については、 船賃及び車賃の実費 別表の定額の範囲内 で人事委員

公務上の必要又は天災その他やむをえない事情に 宿泊する場合に は、 別表 の宿泊料定額の範囲 內

15

実費額の宿泊 料

四 おいては、 第二十七條第一項第三号の規定に該当する場合に 同号に規定する移転料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第二十七條 規定する額の旅費を支給する。 左の各号の一に該当する場合においては、 着後手当及び扶養親族移転料は、 ける旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、 定する地域の区分による同一の地域をいう。 在勤地以外の同一地域(第二條第三項に規 支給しない。 当該各号に 移転料、 $\overline{}$ 内にお 但し、

道賃、船賃又は車賃 陸路二十五キロメート 十五條、第十六條又は第十八條の規定による額の 鉄道百キロメ トル、水路五十キロメ ル以上の旅行の場合には、 1 トル又は 第

額が当該旅行について支給される日当額の二分の の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、 要又は天災その他やむをえない事情に因り特に多額 前号の規定に該当する場合を除く外、 公務上の その実費

J.

11

15.

in the

K

相当する額をこえる場合には、

そのこえる部分の

2

の旅費

第2362号

3

ある場合には、年長者を先にする。

第三條第二項第三号の規定により支給する旅費は

第二條第一項第五号に揭げる順序により、

同順位者が

遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、

鳥取県 公 第二十四條第一項第一号の規定に準じて計算した居住

「職員が死亡した日」と続み替える

同号中「赴任を命ぜられた

車賃及び食事料と

昭和27年11月7日 金曜日

第三十條 (証人等の旅費) する。 地から帰住地までの鉄道賃、船賃、 他の條例に特別の定がある場合を除く外、 ものとする。 日」とあるのは、 規則で定める。 第三章 この場合において、 第三條第四項の規定により支給する旅費は、

依 費の調整)

則

人事委員会

第三十一條 泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行に 任命権者は、 旅行者が公用の交通機関、

宿 な

17

昭和27年11月7日 金曜日 鳥 取

= 金額に相当する額の鉄道賃、 住所又は居所を移転した場合には、別表の鉄道五十 料の額を計算する場合において、その額に円位未満 二分の一に相当する額)の移転料。但し、当該移轉 相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、 に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ の端数を生じたときは、 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舍 トル未満の場合の移転料定額の三分の一に これを切り捨てるものとす 船賃叉は車賃 その

て準用する。 第十九條第三項の規定は、 前項第一号の場合につい

(退職者等の旅費)

第二十八條 旅費は、左の各号に規定する旅費とする。 第三條第二項第一号の規定により支給する

定する旅費 職員が出張中に退職等となつた場合には、 左に規

> 日にいた地までの前職務相当の旅費 う。)にいた地から退職等の命令の通達を受けた 退職等となつた日(以下 「退職等の 日 ٤ V

以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合 職務相当の旅費 の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前 に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から十日

号の規定に準じて計算した旅費 例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前 職員が赴任中に退職等となつた場合には、 赴任

Ø

(遺族の旅費)

第二十九條 旅費は、左の各号に規定する旅費とする。 第三條第二項第二号の規定により 支給する

在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地か ら旧

じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当 職員が赴任中に死亡した場合には、 赴任の例に準

費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給する の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実 ける特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この條例 給しないことができる。 なる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支 こととなる場合においては、その実費をこえることと

場合で、 給しないことができる。 の規定にかかわらず、 る旅費を支給することができない場合には、 施行命令権者は、 予算その他の都合に因りこの條例の規定によ 職員又は職員以外の者が出張した 旅費の定額を减じその一部を支 この條例

第六十八條叉は船員法(昭和二十二年法律第百号)第 和二十二年法律第四十九号)第十五條第三項若しくは 四十七條の規定に該当する事由がある場合におい 十五條第三項若しくは第六十八條叉は船員法第四十八 はこの條例の規定により支給する旅費が労仂基準法第 この條例の規定による旅費の支給ができないとき、 任命権者は、 職員について労仂基準法 て

i.

1

18

取 県

公

第2362号

車賃、

当、

宿泊料及び食事料

E

别

表

る者 九級及び十級の職務にあ **にある者** 十一級及び十二級の職務 にある者 十三級及び十四級の職務 十五級の職務にある者 区 分 Ⅰ車 ト賃 -ルにつき) 七、三〇 六 Æ, 六〇 八 〇 , 錢 つ日 き当() 二九〇 五五〇 ==== 1110 H K 円 甲 宿 -, <u>=</u> 0 地 五〇〇 六九〇 ==0 泊 方 料 円 夜につき) 乙 1.1100 一、三五〇 地 〇五 〇 九〇〇

鳥取県公報

昭和27年11月7日 金曜日 鳥 用される職員の旅費の取扱については、 第三十二号)は、廃止する。 の條例の各相当規定を準用する。 一月一日以後の旅行から適用する までの間は、 地方公務員法第五十七條に規定する單純な労務に雇 鳥取県旅費支給條例(昭和二十五年八月鳥取県條例 この條例に基き

なお従前の例による。

人事委員会規則が制定実施される

当分の間、

ح

第三十三條 (実施規定) 員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当 委員会規則で定める。 する金額叉はその満たない部分に相当する金額を旅費 條の規定による旅費又は費用に満ないときは、 として支給するものとする。 この條例は、公布の日から施行し、 この條例の実施に関し必要な事項は、 昭和二十七年十 当該職

人事

14

Sec.

1

135

k

1

つ食事)

方 四

夜に

五〇 二九〇

100

八三〇

七五〇 固定宿泊施設 八〇

により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい 乙地方に宿泊したものとみなす。 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二條の規定 乙地方とは、その他の地域をいう。

19

に宿泊しない場合には、

備考

宿泊料の項中甲地方とは、

昭和27年11月7日 金曜日

七級以下の職務にある者

0

八〇

九四〇

八級の職務にある者

四〇

100

1,0110

四

移

転

料

第2362号

ルキ以口

ルキルキ鉄 未ロ以上メチ 満メ上メチ トチト百

トキ鉄ルロ道

以メニチ

三、三〇〇

備考 者の職務にある 職務にある者十三級及び十四年 たある者 九級及び十級のW 職務にある者十一級及び十二級の る者と一般以下の職務にあ 八級の職務にある者 区 路程の計算に 職務 一級の 分 つ V キ 鉄 て 口道 は、 11,110 泛芳円 二、四八〇 未満 ・メーカー 九、0110 九、公四 水路 満メ以ロ鉄 1上メ道 ト百1五 **キ**ロ 010 1四、八八0 六岁 00.1110 ルキトナ 00 メ Щ 未ロルキ 1 満メ上メ鉄 ŀ 1三1道ト百ト百 ル、 004,01 11、至10 三、益 三、八00 六100 1八四00 ルキルキ 陸路四分の一 口 未口以口 未ロ以口鉄 満メ上メ道 ト五トト 三、四四 玉、芸 1七、九二〇 10、買(0 三、八00 国、ころ ルキルキ キ 満メ以ロ鉄 u トチリ五 メ 二、公司 元、三 三 三、节 宝、贸0 0110.011 1 7、500 ルキト百 ŀ 未ロルキ 未ロ上メ鉄 満メチー道 **豐、** 奈 円 Oko、以 六 880 三、二〇 是"光台 1五1千 004,111 ト百ルキ

三、200

四0、四八0

高、八OO

题、I 六C

元,000

美、00

×

90、六00

五、至0

冥.回00

严、公

とみなす。 ルをもつてそれぞれ鉄道一 丰 μ

pf

7

SAL.

職の職員の旅費等に関する條例をここに公布する。 昭和二十七年十一月七日

特別

鳥取県條例第五十一号 鳥取県知事 西 尾

愛

治

(との條例の目的及び効力) 特別職の職員等の旅費等に関する條例

第一條 び滞在費(以下「旅費等」という。 職員等」という。)の受ける旅費その他の費用弁償及 この條例は、 別表に掲げる者(以下「特別職の $\overline{}$ について定める

ことを目的とする。

昭和27年11月7日 金曜日 鳥 取 県 公 報

(旅費その他の費用弁償) 規定が優先する。 がこの條例の規定にてい觸する場合には、 特別職の職員等の旅費等に関する従前の條例の規定 特別職の職員等が公務のため旅行するとき この條例の

第三條 別表に定める旅費を支給する。 議会の議員が調査研究のため県内を旅行すると 一日につき千円の日額旅費を支

21

きは、

その日

に応じ

給する。 対しては、これを支給しない。 の旅行日数が十日をこえるときは、 但し、 特別の事情がある場合を除く外、 そのと える日数 当月 K

前項の特別の事情の認定は、 議長が行う。

第四條 第五條 費の支給に関しては、 族費の外、特別職の職員等が、 前二條に定めるものの外、特別職の職員等の 一般職の職員の例による。 職務を行う ため

要した費用は、 弁償するものとする。

(滯在費)

第六條 議会及び委員会の会期の終了日までの間における滯在 員会の招集に応じ滯在する場合は、その応じた日から 在費を支給する場合は、 員会の委員には七百円の滯在費を支給する。 日数に応じ一日につき、 議会の議員及び教育委員会の委員が議会及び委 旅費は支給しない。 議会の議員には千円、 教育委

の委員に 要な事項は、 前條に定めるものの外、滯在費の支給に関 議会の議員については議長、 ては委員長が別に定め 教育委員会 し必

4

1/2

As

fi

_	23	昭	和27	年11月	7日 金曜	日	島 取	県	公	報		第23	62号		. 4
-				V											1
	開票	投票	選	構の附 成他属 員こ機		公安委員会	員内 会水 の面	会海 の区 委漁	牧用委	委	労仂委	農業委	人事委	監査	.)
	管理	管理	挙	れ関 にの 類委	-¥-	Ø	の委員が面漁場管理	委員 調整	委員会の	資	資	農業委員会の	人事委員会の	委	7 .
	者	者	長	す員るそ	員	委員	理委	委員	委員	員	長	委員	委員	員	
	"	"	"	二等運賃	二叉 二 等 運 賃	一等運賃	"	"	"	二等運賃	一等運賃	二等運賃	"	"	
	"	"	"	二等運賃	二 又 は 運 賃	一等運賃	"	"	"	二等運賃	一等運賃	二等運賃	"	"	nt
	, //	四	五、	Æ.	六、	六	//	四	"	"	"	五、	"	六	
-		00	· <u>六</u> 〇	以六 內()	以四			八 〇		i		六 〇	ì		
	".	一 八 〇	五〇	二 以五 內〇	二 以九 内〇	二九〇	. "		"	"	"	五	11,	九〇	· · · · · · ·
		_		-,			"		"	"	<i>I</i> I.	-,	"		
	"	九四〇	1110	三 以二 內()	五 以〇 內〇	五 〇 〇		<u> </u>				===		(E)	
	<i>"</i>	七五	一、 〇 五	一、〇五		1,1100	"	九〇〇	"	"	"	一、〇五〇	"	1,1100	
-		Ö	Ö	內〇	內()	<u> </u>		<u> </u>				<u>O</u>	N ₁₀	<u>ŏ</u>	,
	"	八〇	五二五	二 以五 內〇	二 以九 内〇	九〇	"	=======================================	"	"	"	五〇	"	九〇	John Marie

	三五〇	一 、 〇五〇	-, ====================================	三五〇	五、六〇	"	"	委員の選挙管理委員会の	員 管 理 示	委選
	"	"	"	"	"	"	"	教育委員会の委員	胃委員会	教
\bigcirc	二九〇	1,1100	五〇〇	二九〇	六、四〇	一等運賃	一等運賃	長	育	教
			ં	職員の例による	一般職の職員	二等運賃	二等運賃	納長	出	副
<u> </u>	二九〇	1, 1100	五〇〇	二九〇	六、四〇	"	"	長	納	出
	"	" "	, .	"	"	"	"	事	知	副
	"	"	"	"	" "	"	"	事		知
	"		"	"	"	"	"	議員	•	
	"	"	"	"	"	"	"	副議長	議会の議員	議会
Ö	=======================================	一、 三 五 万	一、 六 九 〇 匹	三 〇円	七、二〇銭	一等運賃	一等運賃	(議 長		
니	き) (一夜につ につ		電泊料(ト へ ル に つ き ン ー	船賃	鉄道賃	名		職
.!	£									別表
Ø	用する。	一月一日から適用から施行する。但	一十七年十	規定は、昭和二との條例は、附別則	知 事 が 別 	な事項は、	る。との條例の実施に関し必要な事項は、定)	條例の実施		第八條との(実施規定)

昭和27年11月7日金曜日 鳥 取 県 公 報

, d.

2/	5	昭和	27年	:11 <i>F</i>	7 1	日金	曜日	i "į	.		県	> ≰	報	第	2862号			>	昭和27	年11月	7日 会	金 田
<i>"</i>	"	"	"	"	ij	"	"	"	"	"	"	安步	大字名	現		昭和				昭和二:	昭和二十七	
"	"	"	"	· ,//	<i>"</i>	<i>!!</i>	"	"	"	下中島	"	前田	字名	在	鳥取	昭和二十七年十一月七日			鳥取県知事	昭和二十七年十一月七日を次のとおり変更した。	昭和二十七年十月十六日から、鳥耳県巻万第五百十七号	5 L 3 - 12
一三二ノ四	ーニフニ	ーニーノニ	= -	1110	100/四	一三一ノー	一三〇ノ:	一二九ノニ	1012	,100/E	三一七ノニ	三五	地	区	鳥取県知事 西	一月七日	t.		事	七日		7
四	=	Ξ			四			<u>-</u>	=	É	É		番	域	尾		AF .		尾愛		郡大伊村	
"	"	Ü	<i>"</i>	"	."	"	"	"	, "	"	".	原野	地		愛				治		八頭郡大伊村の大字名称	
													目	<u> </u>	治						称	
<i>!!!</i> :	"	"	"	11 2	"	"	"	"	"	"	"	安步	大字名	変	•		, do	(4)	射地整理施行	急灰泉专示将五百 十八 号	大伊村	1
												//5	字					11.	が一般を表現している。	5 尺 亮		ŀ
	"	″	,,	" "	"	"	"	"	"	下大向	"	半田	名	更					のため東	ī 5 †	栃	1
									•				反	-					伯那南	争	谷	2
全部	11.00	. //	全部	○ ○ 六	"	全部	三四	01:10	全部	○二九	三五	0	B1)	区			1	, dy	り変更する。耕地整理施行のため東伯郡南谷村の字の区域を次のとおれていたのである。		大伊村	7
													附	域					の 区 域			-
				•													. Jan		を 次 の		大	!
													記						とお		江	2
													1	1 1								

金曜日 鳥 取 県 公 報 第2362号 24 備考 職員その他の特別職の 選 開 投 手当を支給される地域をいい、 方に宿泊したものとみなす。 票 票 宿泊料の項中甲地方とは、 立 立 立 会 会 会 人 人 人 告 示 一般職の職員の給与に関する法律第十二條の規定により最高の割合による勤務地 " 乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地 瓦 以六 內〇 村 現 二 以五 內〇 名 在 大 名 一、三二〇 字 称 名 一、 〇 以五 內〇 村 変 名 更 名 大 二 以五 內() 字 称 名

 市場 一次 <	27	1	昭和	27年	11月	7 E	金	曜日	順	, 耳	ų y	k 2	<u>ک</u> ا	報		第28	62- 5	•
三五十 三五十 三五十 三五十 三五十 三五十 三五十 三五十	"	"	"	"	大鳥居	"	"	<i>"</i>	"	"		"	"	"	".	"	"	N
ローニー フェース ファース ファース ファース ファース ファース ファース ファース ファ	市場	"	"	, "	竹鼻	"	"	"	"	"	n.	"	中島	"	• <i>i</i> jj	<i>"</i>	"	"
"""大"""""""""""""""""""""""""""""""""	五五	1101	11011	こ○五ノニ	この五ノー	一四八ノニ	1回〇	一四一ノニ	一四七ノニ	一四六ノニ	一五六ノ五	一五六ノー	一五七ノ三	六一	六二	四一		三九ノー
" " " 地 " " " " " " " " " " " " " " " "	原野	田	雜種地	畑	田	. <i> </i>	11	"	. <i>II</i>	<i>"</i>	"	<i>"</i>	原野	', "	"	"	. #	"
島	·#	, #	"	"	大鳥居	"	<i>"</i>	"	"	H	"	","	11	"	"	. "	"	"
-、 三五三 二 四 〇〇〇〇全 0	"	<i>"</i>	"	"	地堂	"	"	111	,,,	#	"	"	下中島	*	<i>"</i>	"	<i>!!</i>	"
	1100	五〇〇	- = 100	全部	1100	"	"	"	· ,,,,	1 /	//	"	全部	0.0	全部	1100	全部	

	哈利	127年1	1月7日	金曜	日息	, 耳	Q 4	人		報		界心	862号	-	26
"	"	"	"	. #	"	"	"	"	"	"	″	"	"	"	"
"	上大向	"	"	"	"	"	"	"	中島	"	"	"	"	"	"
三八	三九ノニ	一五六ノ四	一四五ノ一	一 四 五	四四四	_ 四 三	一四二ノニ	四二	一四一ノー	一三七ノ五	ー三七ノー	一三八ノー	一三八	一三七ノニ	ーニラー
田	"	<i>]</i>	"	" ,	"	. "	"	"	"	"	, ,,	"	. //	"	"
"	"	"		. 11	"	"	"	"	"	"	"	"	"	//	"
"	下大向	下下大中向島	下中島向	下下中内島向	下中島	"	<i>"</i>	"	"	"	<i>!!</i>	#	"	"	"
110	全部	1000	〇七 〇 〇 六 二	四三 〇〇 八 〇	五三 〇〇	"	"	<i>"</i>	"	全部		"	全部	100	* 00
,															

昭和27年11月7日 金曜日 鳥 取 県 公 報

第2362号

公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会委員長

(昭和二十六年鳥取県條例第三

給料の支給期日の特例に関する規則をことに公布する。

謄寫印刷と材料

孔版社の三大特長

- ◎最高の技術と最低の価格
- ○完備せる設備により、どんな印刷でも納 期を嚴守致します。
- ○専門家の選んだ最優秀の材料√(ヤスリ、原 紙、インキ、ルーラー、印刷器等)の廉価販賣。

鳥取市西町(日赤前入る) 電話980番(甲)

版 孔

社

昭和27年11月7日金曜日 鳥 取 県 公 報 四五五ノ 四五九ノー 四五九ノニ 四六九ノー 三五四 四五八 四六九ノ三 四五三ノー 四五五ノニ

人事委員会規則

C.